

令和6年度
第4回鹿屋市子ども・子育て会議



令和6年11月8日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

I 報告

- 1 前回の子ども・子育て会議の報告について…………… P 1

II 協議

- 1 教育・保育施設の定員変更について…………… P 4
- 2 鹿屋市こども計画（仮称）の素案について……………別紙 1

III その他

I 報告

1 令和6年度第3回子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和6年9月30日(月)
開催場所	鹿屋市役所 7階大会議室(ZOOM会議併用)
出席委員	エルメス委員、蜂谷委員、橘委員、阿蘇品委員、竹中委員、柿迫委員、安樂委員、森委員、角ノ上委員、泊委員、下村委員、躬川委員、吉井委員、友岡委員、有川委員、曾原委員、橋元委員、川崎委員、渡邊委員、鹿倉委員
事務局等	保健福祉部長及び関係担当課長等並びに担当者
議題	報告 1 令和6年度第2回子ども・子育て会議の報告 協議 1 第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画について 2 鹿屋市こども計画(仮称)の構成内容について
会議結果	報告 令和6年度第2回子ども・子育て会議の報告について事務局用より報告 協議 ・協議内容含めて「鹿屋市こども計画(仮称)の素案」に包含される形で、「第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を進めていくことで承認された。 ・前回の骨子に基づく鹿屋市こども計画(仮称)の構成については、委員からの意見も踏まえながら、策定作業を進めていくことで承認された。

『主な意見等』

前回の会議での意見を受け、事務局より資料送付が早くなり、また事前質問という形式で意見聴取いただいた。所属団体への資料共有及び意見集約ができたことから、継続してもらいたい。

前回の会議にて、「団体の要望や陳情は会議に出すべきではないのではないか」との発言を行い、他委員に要望などを出してはいけないとの誤解を生じさせた。国などの子ども・子育て会議においては、団体を代表する委員において、会議では陳情などは行っていないことから、会議とは別に行うべきと考えての発言であった。市民公募の委員の方は、この場において要望などを発言していただき、事務局や各種団体がそれらに対し意見を述べ協議していくべきだと考えている。前回の会議の発言が誤解を生じさせてしまいお詫び申し上げたい。会議のあり方として、事務局の見解をお聞きしたい。

(回答) それぞれの立場で本会議において本市の施策に対し、様々なご意見を賜りたいと考えている。会議の運営上、時間的な制約等もあることから、今回、事前の意見聴取など、会議運営に関し改善を図ったところである。他にも改善すべき事項等は委員の意見を聴きながら取り組むことで、委員の方々が忌憚のない意見を発言できるように運営してまいりたい。要望等含めて団体からのご意見に対し、この場で回答することが困難な場合も多いことから、改めて個別協議の場を設けている。いずれにしても、議題に対して、それぞれの立場や専門的見地から忌憚のない多くのご意見は頂きたいと考えている。

「親子関係形成支援事業」、「妊婦等包括相談支援事業」と「産後ケア事業」については、鹿児島県の都道府県社会教育推進計画でも話されることだと思う。産前産後ケアに関しては、他県では、乳児院などが近くのアパートなどを借りて、そこに産前産後の特定妊婦、気になるお母さんと子どもをお預かりして、職員がお世話の仕方をレクチャーしたり、サポートしたりすることになっている。また、親子関係形成事業に関しては、児童相談所、乳児院、大隅学舎などで、施設で預かった子どもを家庭に帰すにあたってのケアという観点から、様々なプログラムがあるので、そこうまく利用していただければ良いかなと思われる。

放課後児童クラブに加え、放課後児童デイサービスを利用している子もいる。そのような子ども達に対して、連携をもっと強化していくべきだと感じている。放課後児童クラブと放課後等デイサービスを利用している子ども達がどれくらいおり、今後どのように連携を図っていくのか聞きたい。

例えば、私どもは毎年、発達障害の学習講座を行っており、市内の35か所の児童クラブのほか放課後等デイサービスからも参加してもらい、相互理解を深める努力をしている。個別で、児童クラブと放課後等デイサービスとの様々な話し合いを行っているところもある。また、小学校の特別支援学級の先生や、低学年の担任の先生との定期的な話し合いも設けるなど取り組んでいる。双方の活動の中で共通認識を持って子どもたちへの支援をしていくことが大切だと感じる。一方で、放課後等デイサービスと児童クラブに通う子どもと、児童クラブにのみ通う子どもにおいて、環境の違いから、もう少し何とかならないかとも感じている。放課後等デイサービスの連絡会などもあるので、この会議でも、放課後等デイサービスに関わっている方から、情報提供や意見をいただき、実情に沿った見込みを出せればと思う。利用意向のある潜在的な子どもたちもいると考えられるので、そこも把握しながら、計画策定に取り組んでいただきたい。

(回答) 放課後等デイサービスの状況について、サービスの利用実績等は、令和5年度は1か月あたり平均675人で、延べの利用日数については9,444人日。今後の見込みでは、鹿屋市障がい福祉計画において、令和6年度の見込みが784人、令和7年度が903人、令和8年度が1,031人と、増加する傾向で見込んでいる。特別支援学級の増加に伴う療育や放課後等デイサービスなど各機関との連携については、重要なことだと認識している。各小中学校においては、一人一人の子どもたちがどのような特性や困り感を持っているかということについて、個別の指導計画や保護者と一緒になった教育支援計画を作成し、それらを基にしながら、関係機関と連携を図っている。大事なポイントとしては、幼稚園・保育園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高校あるいはそれぞれの職場へということで、切れ目のない支援が重要だという認識のもと、各小中学校と今一緒に取り組んでいる状況である。実際の取組内容を踏まえながら、ご意見をいただき、改めて共通の認識、意識の統一などは非常に大切だと感じた。今後の本市の取組を考えていく上で参考にさせていただきたい。

訪問看護ステーションで勤務しており、早産や難病診断を受けている子どもなどの発達を促す理学療法を行っている。その中で、出産して1年未満の母親の身体ケアや子どもの離乳食など、不安に思っていることを聞くことが多く、産後ケア事業が始まるのはすごくありがたいことだと感じている。産前産後ケアに協力していきたいと考えているが、予定されている事業の施設数の算出方法、基準、選定方法などはどのようにして行われるのか。

(回答) 施設数について、令和6年度では、施設に委託をして、産後ケアを実施している。その中で1か所あたりの平均的な利用日数等を見込み、確保が必要な施設数を算出しているところである。

「本市における主な課題」について、前回の会議で小学生からも公園のことで意見が出ていたが、アンケートでも「子どもが安心して遊べる公園の整備」とある。市においては、インクルーシブというか、障がいがあっても遊べる遊具が今のところないということで、今後も計画がないと聞いている。安心して遊べるところという中に、インクルーシブの遊具というものも追加して検討していただけたらありがたい。各自治体においてはどんどん取組が進んでいるようなところもあるので、盛り込んでいただければと思う。

(回答) 今回の計画は、広範囲な分野にわたっており、策定予定の計画にどのような形で反映できるかについて、現時点で明確な回答は困難であるが、いただいたご意見について、担当部署等と共有し、協議する中で検討してまいりたい。

(関係課) 本市においては、インクルーシブな遊具として配置している公園はありませんが、市ではこれまでも、段差をなくすことや、手すりの設置、トイレの洋式化など、車いすの方々も利用しやすい施設として努めるなど、誰もが使いやすい公園づくりを進めています。インクルーシブな遊具の配置について現時点で計画はございませんが、引き続き、公園を利用する皆様に安全・安心に利用していただくことができる維持管理に努めます。

市では新子育て安心プランに基づき、待機児童解消を目的とした保育所等の施設整備補助を実施しているが令和6年度末で終了する。市内の保育所等においては、古い施設や、耐震上、問題のある施設もある。現在の定員増を要件とした施設整備は、地域のこどもが少なくなっている状況の中リスクがあると感じている。プラン終了後、施設整備に関する市の取組はどのように考えているか。

(回答) 本市においては、安心安全な保育環境を確保するため、教育・保育施設の老朽化や耐震化への早期対応というのが求められていることは十分認識している。国では待機児童解消のための定員増に対する支援制度を設けており、本市では制度を活用して保育所等の整備支援に取り組んできた。市の負担が、本来4分の1負担から12分の1負担で整備ができるということで取り組んできた。令和7年度以降については、国から具体的内容が示されていない。今後の本市の支援については、集団保育の必要性や人口減少地域における教育環境の確保などへの対応を念頭に、県の事業、民間助成制度や運営費の減価償却費加算の活用なども考慮しながら、耐震化対策が必要な施設や、老朽化が進んでいる施設を優先的に対処することについて、整理していかなければならない。

こどもたちの登下校時について、7月は声掛け事案が多く、9月になり、さらに増え、1週間に10数件発生している状況。先日も、こどもたちが「車に乗らないか」など声をかけられてそのまま車が走り去ったり、上級生の男子児童が腕を掴まれてそれを振り払ってこどもが助けを求めたり、写真を撮られたりといった事案がある中で、こどもたちは学校、家庭で「いかのおすし」を教わり、助けを求めて逃げている状況である。地域のみんなでこどもたちの身を守っていかないといけないのではないかなと思う。声掛け事案が多いという状況を皆様にもお知らせしておきたい。

(回答) 不審者事案について貴重なご意見をいただいた。9月になり増加している状況は認識している。各学校では、委員からもあった、「いかのおすし」、具体的には「いか」は「行かない」、「の」は「乗らない」、「お」は「大きな声を出す」、「す」は「すぐ逃げる」、「し」は「知らせる」という、この言葉を合言葉に各学校において子どもたちへの指導を徹底しているところである。また、スクールガードリーダーやこども110番の家、そういった地域の方々、保護者の方々の御協力についても大変ありがたく感じているところであり、委員からもあったように、不審者事案は増加している中でも、幸いにも重大な局面にまで発展しているようなことは今のところない状況である。今後についても、各学校としっかり連携を図りながら、また子供たちの安全安心な環境に向けて取り組んでいきたいと考えている。

むし歯有病率について、今回の掲出データ以前は、本市は県中でも悪い方であったが、市健康増進課等が中心になり歯科医師、幼稚園、保育園、保護者など、協力して様々な取組を行い改善され、県内でも優良な結果となった。コロナ期を経過後、県全体では1歳6か月児むし歯有病者率が下がってきており、市がその状況でないことは、こどもたちをむし歯から守る環境にできていないということの意味しており、大変由々しき問題。この傾向は、こどもが年齢を重ねていく中でも続くことが予想される。年齢を重ねると大人の手から離れていくこととなり、こどもたちだけで自分のお口のケアを行うようになっていくので、年齢が小さい時期から周囲の大人とこどもと一緒に健康を考えていけるようになることが大切である。現在、教育委員会が主体となり、全小・中学校でフッ化物洗口の事業を行っている。フッ素化物洗口に関しては、保護者の同意の上で実施しており、強制ではない。県外含めて他自治体でも行われている取組であり、市でも同様な支援を受けられるようになっていく。保育園等での取組状況については、伸びていない現状。本会議に参加の方々には、その年代のこどもたちと携わることが非常に多いと思われるため、フッ化物洗口の取組も含めて、むし歯やお口の健康における、こどもたちを取り巻く環境について認識を持っていただければありがたい。

II 協議

1 令和7年度教育・保育施設の定員変更等について

▶定員変更の希望状況

令和7年度に定員の変更を希望している教育・保育施設及び内容等については、下記のとおりです。定員増、定員減及び区分変更等を希望している教育・保育施設（17施設）について協議としてお諮りいたします。

変更内容	区分	施設名称	令和6年度(単位：人)					令和7年度(単位：人)				
			現定員	定員内訳				変更後定員	定員内訳			
				1号	2号	3号			1号	2号	3号	
						0歳	1・2歳				0歳	1・2歳
【定員増】	保育所	東原保育園	60	0	40	3	17	70 (+10)	10 (+10)	36 (-4)	6 (+3)	18 (+1)
		平和保育園	60	0	33	6	21	70 (+10)	10 (+10)	33 (±0)	6 (±0)	21 (±0)
	認定こども園	白崎保育園	70	15	33	6	16	75 (+5)	15 (±0)	33 (±0)	9 (+3)	18 (+2)
		松下保育園	134	15	60	15	44	144 (+10)	15 (±0)	60 (±0)	18 (+3)	51 (+7)
【定員減】	保育所	はらい川保育園	50	0	35	3	12	30 (-20)	0 (±0)	20 (-15)	3 (±0)	7 (-5)
	認定こども園	第一鹿屋幼稚園	175	160	15	0	0	120 (-55)	105 (-55)	15 (±0)	0 (±0)	0 (±0)
		まつしたこどもえん	135	120	12	0	3	75 (-60)	60 (-60)	12 (±0)	0 (±0)	3 (±0)
		光華こども園	55	15	21	6	13	40 (-15)	10 (-5)	15 (-6)	3 (-3)	12 (-1)
		ふるえこども園	55	15	31	3	6	45 (-10)	15 (±0)	18 (-13)	3 (±0)	9 (+3)
		細山田こども園	105	15	33	18	39	95 (-10)	15 (±0)	33 (±0)	15 (-3)	32 (-7)
		正覚寺保育園	50	10	20	6	14	40 (-10)	15 (+5)	10 (-10)	4 (-2)	11 (-3)
		あいら認定こども園	115	15	57	9	34	105 (-10)	15 (±0)	47 (-10)	9 (±0)	34 (±0)
		瑞穂保育園	110	10	57	9	34	105 (-5)	15 (+5)	48 (-9)	10 (+1)	32 (-2)
【区分変更】	認定こども園	日の出幼稚園	95	80	8	0	7	95 (±0)	80 (±0)	6 (-2)	0 (±0)	9 (+2)
		寿敬心保育園	160	10	70	20	60	160 (±0)	15 (+5)	65 (-5)	20 (±0)	60 (±0)
		和光幼保連携型認定こども園	115	25	54	12	24	115 (±0)	35 (+10)	47 (-7)	9 (-3)	24 (±0)
【移行】	幼稚園	星幼稚園	240	240	0	0	0	180 (-60)	180 (-60)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)
合計			1,784	745	579	116	344	1,564 (-220)	610 (-135)	498 (-81)	115 (-1)	341 (-3)

▶本市の定員変更の判断基準

「令和3年度～令和7年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準」

【基準2】

定員の変更について

利用定員変更後、1年間は利用定員を保持することとする。

(1) 認可保育所の定員変更

①認可定員増は原則認めない。ただし、特例として、下記の(ア)・(イ)を認める。

(ア) 平均入所児童数が認可定員の115%を超え、潜在的待機児童(前年9月から8月までの1年間の第1希望から第3希望までの児童数)が10名以上の月が1月でもある場合は、10名を上限に認可定員増を認めるものとする。

(イ) 国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10名を上限に認可定員増を認めるものとする。

②平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、利用定員減をすることができるものとする。また、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議をすること。変更後は原則2年間、利用定員を超えての入所(特別枠は除く)はできないこととする。

(2) 幼稚園の定員変更

①認可定員増は認めない。

②平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。

(3) 認定こども園の定員変更

①教育の認可定員増は、原則認めない。ただし、認定こども園への移行に際し、1号の認可定員を15名未満(0名から14名)で設定した園については、認可定員15名を上限に定員増を認めることとするが、定員増分と同数の2号・3号の減員を条件とする。なお、保育の弾力運用は可能とする。

②教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は利用定員減をすることができるものとする。また、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議をすること。なお、保育の定員の変更後は原則2年間、利用定員を超えての入所(特別枠は除く)はできないこととする。

③教育・保育の認可定員増は原則認めない。ただし、特例として下記の(ア)・(イ)を認める。

(ア) 平均入所児童数が認可定員の115%を超え、潜在的待機児童(前年9月から8月までの1年間の第1希望から第3希望までの児童数)が10名以上の月が1月でもある場合には、10名を上限に保育の認可定員増を認めるものとする。

(イ) 国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10名を上限に保育の認可定員増を認めるものとする。

④国の保育所等整備交付金を活用した認定こども園が、施設整備を行った後に、教育定員を認可定員上限の15名以内で増やす場合においては、補助金適正化法の関係から、保育の2号・3号認可定員の減は求めないものとする。

(4) 地域型保育事業の定員変更

①平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。

▶東原保育園（定員増）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
東原保育園	60	0	40	20	70 (+10)	10 (+10)	36 (-4)	24 (+4)	保育所型

施設名	東原保育園（東原町）
設置主体	社会福祉法人 東原福祉会
変更を希望する理由	令和7年4月1日から認定こども園へ移行することを令和6年度第1回鹿屋市子ども子育て会議で承認いただいた。それに伴い、教育(1号)の定員を10名に設定し、また、保育(2号)の定員を36名、保育(3号)の定員を24名とするもの。
判断基準との比較	【基準1(2)①】保育所から認定こども園へ移行することに伴い、教育の認可定員を15名を上限として移行できること。

▶平和保育園（定員増）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
平和保育園	60	0	33	27	70 (+10)	10 (+10)	33 (±0)	27 (±0)	保育所型

施設名	平和保育園（田崎町）
設置主体	社会福祉法人 平和福祉会
変更を希望する理由	令和7年4月1日から認定こども園へ移行することを令和6年度第1回鹿屋市子ども子育て会議で承認いただいた。それに伴い、教育(1号)の定員を10名に設定し、また、保育(2号)の定員を33名、保育(3号)の定員を27名とするもの。
判断基準との比較	【基準1(2)①】保育所から認定こども園へ移行することに伴い、教育の認可定員を15名を上限として移行できること。

▶白崎保育園（定員増）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
白崎保育園	70	15	33	22	75 (+5)	15 (±0)	33 (±0)	27 (+5)	保育所型

施設名	白崎保育園（白崎町）
設置主体	社会福祉法人 友岡福祉協会
変更を希望する理由	地域の需要に応え、また、将来的に利用定員の枠内で運営を行いたいことから、保育(3号)の定員を27名に定員増を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(3)③(ア)】令和5年9月～令和9年8月の保育2・3号の平均入所児童数が認可定員の115%を超えていないこと。また、同期間の潜在的待機児童数が10名以上の月がないこと。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月] (単位:人)

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
保育	60	61	61	62	62	62	61	59	58	59	59	59	60.25

保育(2・3号)の月別潜在的待機児童数 [令和5年9月～令和6年8月] (単位:人)

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8
保育	0	0	1	1	1	2	2	0	0	0	1	1

▶松下保育園（定員増）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
松下保育園	134	15	60	59	144 (+10)	15 (±0)	60 (±0)	69 (+10)	保育所型

施設名	松下保育園（西原1丁目）
設置主体	社会福祉法人 松の木福祉会
変更を希望する理由	国の保育所等整備交付金を活用し施設整備を行ったため、保育(3号)の定員を69名に定員増を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(3)③(イ)】国の保育所等整備交付金を活用した施設整備の実施に伴い、保育の認可定員を上限の10名増すること。

▶はらい川保育園（定員減）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
はらい川 保育園	50	0	35	15	30 (-20)	0 (±0)	20 (-15)	10 (-5)	認可保育所

施設名	はらい川保育園（祓川町）
設置主体	社会福祉法人 辰巳福祉会
変更を希望する理由	令和6年度の入所状況から、卒園児等を考慮し、また、地域状況から新規入園の見込みも少ないため、保育の定員減を希望するもの
判断基準との比較	【基準2(1)②】令和5年9月～令和6年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月]

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
保育	51	51	51	51	50	51	51	46	46	46	46	46	48.83

▶第一鹿屋幼稚園（定員減）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
第一鹿屋 幼稚園	175	160	15	0	120 (-55)	105 (-55)	15 (±0)	0 (±0)	幼稚園型

施設名	第一鹿屋幼稚園（寿5丁目）
設置主体	学校法人 鹿屋学園
変更を希望する理由	過去5年間大幅に教育(1号)の定員割れをしており、現在の入所状況に応じた定員としたいため、教育(1号)の定員減を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(3)②】教育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

教育(1号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月]

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
教育	101	101	107	109	109	111	110	94	95	96	101	102	103.00

▶まつしたこどもえん（定員減）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
まつしたこどもえん	135	120	12	3	75 (-60)	60 (-60)	12 (±0)	3 (±0)	幼稚園型

施設名	まつしたこどもえん（上谷町）
設置主体	学校法人 松下学園
変更を希望する理由	令和6年度から1号認定の定員を変更したが、現在も大幅な定員割れが続いている状況であり、今後も現在の定員数に見合った入所児童数が期待できないため、令和7年度からも教育(1号)の利用定員変更を希望するもの
判断基準との比較	【基準2(3)②】教育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

教育(1号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月]

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
教育	51	51	53	54	55	56	58	46	48	48	50	50	51.66

▶光華こども園（定員減）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
光華こども園	55	15	21	19	40 (-15)	10 (-5)	15 (-6)	15 (-4)	幼保連携型

施設名	光華こども園（花岡町）
設置主体	社会福祉法人 花岡福祉会
変更を希望する理由	今年度の年長児が卒園すると、令和7年度の入所児童の確保は困難である。過疎地域であるため、入所可能な児童はいない。
判断基準との比較	【基準2(3)②】教育及び保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

教育(1号)、保育(2・3号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月]

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
教育	10	10	10	10	10	10	10	6	6	7	7	7	8.58
保育	46	46	46	46	47	47	47	40	42	41	41	41	44.16

▶ふるえこども園（定員減）

現行（令和6年度） (単位:人)					希望内容（令和7年度） (単位:人)				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
ふるえ こども園	55	15	31	9	45 (-10)	15 (±0)	18 (-13)	12 (+3)	幼保連携型

施設名	ふるえこども園（古江町）
設置主体	社会福祉法人 古江福祉会
変更を希望する理由	令和5年度の保育(2・3号)の入所児童数は、37～40人となっており、利用定員に見合った入所者数となっている。また、令和6年度(4～10月)については、34～39人となっていて、現行の利用定員を下回っている状況である。令和6年度の年長児の卒園と、令和7年度の新規入所児童も多くは見込めないことを考慮し、保育の定員減を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(1)②】令和5年9月～令和6年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月]

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
保育	40	40	40	40	40	40	40	35	35	35	34	34	37.75

▶細山田こども園（定員減）

現行（令和6年度） (単位:人)					希望内容（令和7年度） (単位:人)				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
細山田 こども園	105	15	33	57	95 (-10)	15 (±0)	33 (±0)	47 (-10)	幼保連携型

施設名	細山田こども園（串良町）
設置主体	社会福祉法人 細山田保育園
変更を希望する理由	令和5年度の保育(2・3号)の入所児童数について、84～93人となっている。また、令和6年度については、令和6年度(4～10月)の入所者児童数については、68～77人となっており、利用定員を下回っている状況で、かつ、今後も入所児童数が増加する見込みがないため、保育の定員減を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(1)②】令和5年9月～令和6年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月]

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
保育	87	92	92	93	89	90	91	68	71	70	72	73	82.33

▶正覚寺保育園（定員減）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
正覚寺 保育園	50	10	20	20	40 (-10)	15 (+5)	10 (-10)	15 (-5)	保育所型

施設名	正覚寺保育園（輝北町）
設置主体	社会福祉法人 達定福祉会
変更を希望する理由	直近の令和6年10月1日時点の入所園児数が25名（教育：6名、保育：19名）で、特に保育（2・3号）の定員に対する入所園児数が少なく、園の運営が大変厳しい状況にある。3歳以上児の教育（1号）と保育（2号）の定員内訳の見直しを図り、また、全体の定員数としては今後の入所状況や園の運営を考慮し定員減を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(3)①】令和4年4月1日認定こども園へ移行。教育（1号）定員を10名で設定し、令和6年度まで同数。1号の上限における定員増にあわせて、同数以上の保育定員を減員していること。 【基準2(3)②】令和5年9月～令和6年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月]

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
保育	29	31	32	32	33	30	30	23	23	20	18	18	26.58

▶あいら認定こども園（定員減）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
あいら認定 こども園	115	15	57	43	105 (-10)	15 (±0)	47 (-10)	43 (±0)	幼保連携型

施設名	あいら認定こども園（吾平町）
設置主体	社会福祉法人 正念福祉会
変更を希望する理由	令和4～6年度を入所者数の実績について、保育（2・3号）の入所児童数が利用定員に達していない。特に令和6年度（4～10月）の入所者児童数については、74～80人となっており、今後増加する見込みが少ないため、保育の定員減を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(1)②】令和5年9月～令和6年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月]

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
保育	88	88	91	89	93	94	96	79	76	74	75	76	84.91

▶瑞穂保育園（定員減）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
瑞穂 保育園	110	10	57	43	105 (-5)	15 (+5)	48 (-9)	42 (-1)	保育所型

施設名	瑞穂保育園（吾平町）
設置主体	社会福祉法人 浄土福祉会
変更を希望する理由	令和6年度の入所児童数について、現行の認可定員をかなり下回っており、今後も入所児童数の減少が少なくなっていくことが見込まれる。今後の教育保育ニーズを考慮し、3歳以上児の教育(1号)と保育(2号)の定員内訳の見直しと同時に、全体としては入所児童数は減少していくと見込んでいるため定員減を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(3)①】令和2年4月1日認定こども園へ移行。教育(1号)定員を10名で設定し、令和6年度まで同数。1号の上限における定員増にあわせて、同数以上の保育定員を減員していること。 【基準2(3)②】令和5年9月～令和6年8月までの保育の平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っていること。

保育(2・3号)の月別利用者数 [令和5年9月～令和6年8月]

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
保育	96	95	97	98	98	100	101	82	81	82	82	83	91.25

▶日の出幼稚園（区分変更）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
日の出 幼稚園	95	80	8	7	95 (±0)	80 (±0)	6 (-2)	9 (+2)	幼稚園型

施設名	日の出幼稚園（川西町）
設置主体	学校法人 明正船隈学園
変更を希望する理由	本園の現在の保育の利用定員数(15人)の内訳は、2号：8人、3号：7人となっている。令和6年度から認定こども園へ移行し運営してきたところであるが、今後、3号認定の利用希望が見込まれ、保育の利用定員数内での入所児童数となる見込みとなるため、区分変更を希望するもの
判断基準との比較	-

▶ 寿敬心保育園（区分変更）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
寿敬心保育園	160	10	70	80	160 (±0)	15 (+5)	65 (-5)	80 (±0)	保育所型

施設名	寿敬心保育園（寿5丁目）
設置主体	社会福祉法人 敬心会
変更を希望する理由	令和2年4月1日認定こども園へ移行した際は、教育(1号)の定員を10名で設定したが、1号認定による入所希望の問合せが多く、対応したいと考えたが、施設の運営上、全体の利用定員数を変更できないため、区分変更を希望するもの。
判断基準との比較	【基準2(3)①】令和2年4月1日認定こども園へ移行。教育(1号)定員を10名で設定し、令和6年度まで同数。1号の上限における定員増にあわせて、同数の保育定員を減員していること。

▶ 和光幼保連携型認定こども園（区分変更）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
和光幼保連携型認定こども園	115	25	54	36	115 (±0)	35 (+10)	47 (-7)	33 (-3)	幼保連携型

施設名	和光幼保連携型認定こども園（横山町）
設置主体	社会福祉法人 誠福社会
変更を希望する理由	例年申請しております通り、保育教諭の確保の難しさから、段階的な定員減と1号、2号、3号の区分変更を致したく。当年度のみの判断では無く、過去数年における希望や状況を踏まえ協議いただきたく存じます。
判断基準との比較	【基準2(3)①】教育1号の定員増分と同数の保育2・3号を減員しているが、教育1号の認可定員は15人を超えている。

▶星幼稚園（私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行）

現行（令和6年度）					希望内容（令和7年度）				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
星幼稚園	240	240	0	0	180 (-60)	180 (-60)	0 (±0)	0 (±0)	幼稚園

施設名	星幼稚園（寿3丁目）
設置主体	学校法人星学園星幼稚園
変更を希望する理由	令和7年度より新制度への移行を希望しているため、認可された場合は配置基準により定員減の予定となります。認可されなかった場合、私学助成園のままとなりますので、定員変更は希望いたしません。
判断基準との比較	【基準2(2)②】令和5年9月～令和6年8月の教育1号の平均入所児童数が現行の認可定員を下回っていること。（147.58人）

教育(1号)の月別利用者数〔令和5年9月～令和6年8月〕

	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	平均
教育	155	165	167	170	170	172	174	121	121	120	119	117	147.58

Ⅲ その他

(1) 令和6年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュール

令和6年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年5回の開催を予定しています。スケジュールと主な内容については、下記のとおりです。

	開催（予定）日	主な内容
第1回	5月24日（金） 14:00～	○会長、副会長の互選 ○地域子ども・子育て支援事業の実績 ○令和6年度子育て関連施策の事業計画 ○こども家庭センターの設置 ○認定こども園への移行 ○鹿屋市こども計画（仮称）策定に係るアンケート結果
第2回	8月9日（金） 14:00～	○計画策定に係るこども等の意見聴取 ○鹿屋市こども計画（仮称）の骨子（案）
第3回	9月30日（月） 14:00～	○第3期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画 ○鹿屋市こども計画（仮称）の構成内容
第4回	11月8日（金） 14:00～	○教育・保育施設の定員変更 ○計画書素案 他
第5回	2月中・下旬 14:00～	○パブリックコメントの報告 ○計画書修正案 他

※パブリックコメント（あらかじめ案を公表し、広く市民の皆様から意見を募集）

：12月から1月予定

■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子 ^{けいこ}	市民委員	
2		蜂谷 友香 ^{ゆか}	市民委員	
3		橘 拓真 ^{たくま}	市民委員	
4		阿蘇品 伸三 ^{しんぞう}	市民委員	
5		竹中 愛美 ^{あみ}	市民委員	
6		柿迫 愛美 ^{あみ}	市民委員	
7	第2号委員 学識経験者	矢野 常広 ^{つねひろ}	鹿屋市医師会	
8		安楽 博史 ^{ひろし}	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 ^{かつみ}	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		角ノ上 琢 ^{たく}	鹿児島県大隅児童相談所	
11		泊 浩太郎 ^{こうたろう}	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		下村 尚 ^{たかし}	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第3号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	藤井 光晴 ^{みつはる}	児童養護施設大隅学舎	
14		軀川 恒 ^{ひさし}	鹿屋乳児院	
15		吉井 健 ^{けん}	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 ^{よしのぶ}	鹿屋市保育会	
17		有川 文人 ^{ふみと}	鹿屋市学童保育連絡会	
18		曾原 真維子 ^{まゐこ}	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
19		豎山 恵美 ^{めぐみ}	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ(母親クラブ)	
20		指宿 章子 ^{あきこ}	障がい児福祉支援事務所	
21	第4号委員 その他市長 が必要と認 める者	橋元 直也 ^{なおや}	鹿屋特別支援学校PTA	
22		川崎 大輔 ^{だいすけ}	鹿屋市PTA連絡協議会	
23		渡邊 正人 ^{まさひと}	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		川添 みや子 ^{みやこ}	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 ^{はちろう}	鹿屋市町内会連絡協議会	
26		鹿倉 李恵 ^{りえ}	鹿屋商工会議所	

【委嘱期間：令和6年5月1日～令和8年4月30日（2年以内）】